事　務　連　絡
令和４年２月１５日

各都道府県修学支援担当課　御中

文部科学省初等中等教育局
修学支援・教材課高校修学支援室

高等学校及び特別支援学校専攻科に係る現況調査(令和４年度分)について

専攻科の生徒への修学支援の実施に関しましては、日頃より御尽力いただきありがとうございます。
本事業においては、支援の対象となる高等学校及び特別支援学校専攻科（以下、高校等専攻科という。）の機関要件を定めていることから、各専攻科がこの要件を満たしているかどうかについて、毎年確認する必要があります。
このたび、令和４年度の事業の実施に向けて、令和４年度において支援の対象となる高校等専攻科について確認する必要があるため、現況調査を行います。
つきましては、標記調査について、下記の内容を確認の上、回答期限までに回答いただくようお願いします。
回答いただいた内容については、文部科学省において取りまとめの上、令和４年度において支援の対象となる予定の高校等専攻科一覧として、３月下旬に文部科学省のホームページに掲載することを考えていますので、あらかじめ御承知置きください。

記

１　調査目的
高校等専攻科に通う生徒が、自分の通う学校が国庫補助の支援対象となるかどうかについて知ることができるよう、文部科学省においてその情報を公表するために調査を行う。

２　調査対象
都道府県の域内に所在する高校等専攻科（ただし、特別支援学校の専攻科のうち授業料が０円のものは調査の対象から除く。）。
なお、調査は課程別に行うものとする。

３　調査方法

都道府県において、域内に所在する高校等専攻科の課程が以下の①及び②の要件を満たすかどうかの確認を行う。特別支援学校の専攻科については、③の要件を満たす場合も対象とする。

回答にあたっては、令和４年４月１日現在における令和４年度の見込みを回答すること。なお、当省ホームページ公表後に、回答内容に変更が生じた場合は、下記担当あてに連絡すること。

① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

※ ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、「編入学基準を満たす課程」とは、平成２８年文部科学省告示第６３号、第６４号に定める基準を満たすものとする。

② 国家資格者養成課程を有するもの

※ ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

③ 就労支援に資する教育課程を有するもの

※ 新規・変更の場合に限り、教育内容の確認できる教育課程を併せて提出すること。

４　回答方法

別添データ『高等学校・特別支援学校専攻科 現況調査』に変更内容を赤字で反映し、メールにて送付。

※別添データについては、前回の調査結果の状況（令和３年１０月１日現在）を反映しております。また、公表していない情報が含まれていることから、担当部署限りの取り扱いとすること。

５　回答期限

令和４年３月４日（金）１７：００

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
修学支援・教材課高校修学支援室
高校奨学金係　担当：鶴原、田中、野中
TEL：03-6734-3170（直通）